

令和 4 年度 豊後大野市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 4 年度豊後大野市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)	
(1) 病院					
患者数	入院患者数（一般病床）	50,954人	△ 12,020人	38,934人	1日平均 106人
	入院患者数（療養型病床）	10,621人	807人	11,428人	1日平均 31人
	外来患者数	70,713人	△ 2,881人	67,832人	1日平均 280人
(3) 建設改良等の事業概要		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	設備	58,543 千円	△ 35,322 千円	23,221 千円	
	器械備品	123,115 千円	△ 2,727 千円	120,388 千円	

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	病院事業収益	3,851,410 千円	421,613 千円	4,273,023 千円
第 1 項	医業収益	3,326,968 千円	△ 354,241 千円	2,972,727 千円
第 2 項	医業外収益	475,479 千円	756,932 千円	1,232,411 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	18,840 千円	18,841 千円
第 4 項	すこやか訪問看護ステーション収益	48,962 千円	82 千円	49,044 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	3,931,989 千円	18,697 千円	3,950,686 千円
第1項 医業費用	3,800,241 千円	22,689 千円	3,822,930 千円
第2項 医業外費用	73,244 千円	1,158 千円	74,402 千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション費用	58,502 千円	△ 5,150 千円	53,352 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額233,141千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,515千円及び過年度分損益勘定留保資金216,626千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額234,752千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,056千円及び過年度分損益勘定留保資金221,696千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	163,504 千円	△ 40,236 千円	123,268 千円
第1項 補助金	1 千円	12,717 千円	12,718 千円
第2項 繰入金	2 千円	2,748 千円	2,750 千円
第3項 寄附金	1 千円	△ 1 千円	0 千円
第4項 企業債	163,500 千円	△ 55,700 千円	107,800 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	396,645 千円	△ 38,625 千円	358,020 千円
第1項 建設改良費	188,931 千円	△ 38,025 千円	150,906 千円
第3項 研修資金貸付金	3,720 千円	△ 600 千円	3,120 千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
設備整備 及び 器械備品購入	163,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機関資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	107,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 給与費	2,430,797 千円	△ 79,078 千円	2,351,719 千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条に定めた病院運営及び医療器械等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(1) 収益的収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
国民健康保険特別会計から	国民健康保険保健事業補助金	1 千円	383 千円	384 千円
(2) 資本的収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
国民健康保険特別会計から	国保診療施設整備補助金	2 千円	2,748 千円	2,750 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

たな卸資産購入限度額	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	516,549 千円	87,079 千円	603,628 千円

令和5年2月20日提出
豊後大野市長 川野文敏